

株式会社福笑舎 虐待防止・身体拘束適正化委員会

運用指針(合同委員会)第 0 条(合同委員会の設置)

株式会社福笑舎は、次の事業所において、虐待防止委員会及び身体拘束適正化委員会を合同で設置・運営する。

- ・就労継続支援B型事業所 福笑いひろば
- ・放課後等デイサービス わらウン

本委員会は、障害者及び障害児それぞれの特性を踏まえ、虐待防止及び身体拘束適正化を一体的に推進することを目的とする。

本委員会は両事業所の職員により構成し、合同で開催することができる。

ただし、虐待事案への対応、身体拘束の判断及び利用者への対応については、各事業所の管理者が最終責任を負い、必要に応じて個別に対応するものとする。

第 1 条(目的)

本委員会は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施されるよう努めるとともに、利用者の自立及び社会参加を妨げることのないよう、虐待の防止及び身体拘束の適正化を図ることを目的とする。本指針は、障害者(就労継続支援B型利用者)及び障害児(放課後等デイサービス利用児童)を対象とする。

第 2 条(委員の構成)

- 1 委員長は管理者とし、虐待防止責任者を兼ねる。
- 2 副委員長は委員長が任命する。
- 3 委員は必要に応じて法人職員及び第三者委員をもって構成する。

役職	本来の職務	委員会での役割
委員長	施設長	虐待防止責任者:全体の最終決定、市町村への報告、指針の承認。
副委員長	児発管(わらウン)	虐待防止マネージャー:現場の状況把握、職員研修の企画、チェックリストの集計。
副委員長	サービス管理責任者(福笑いひろば)	虐待防止マネージャー:現場の状況把握、職員研修の企画、チェックリストの集計。
委員	施設長	経営層・監査:適正な人員配置や環境整備のバックアップ。
委員	児童指導員	現場代表(児童):放デイ現場のヒヤリハット報告、不適切ケアの是正。
委員	目標工賃達成指導員	現場代表(成人):B 型現場の工賃管理、成人への言葉遣い等の点検。

第3条(委員会の開催)

- 1 委員会は年1回以上開催する。
- 2 虐待事案が発生した場合は必ず開催する。
- 3 必要に応じて委員長が招集し随時開催する。
- 4 委員会は、対面のほか、Zoom・LINE 通話等のオンライン形式で開催することができる。
- 5 やむを得ず欠席した委員に対しては、議事録及び資料をもって内容を共有するものとする。

第4条(委員会の実施内容)

委員会は次の事項を実施する。

委員会は次の事項を実施する。

- 1)職員倫理綱領及び行動指針の周知徹底
- 2)虐待の分類の周知及び見直し
- 3)虐待防止チェックリストの実施
- 4)虐待の疑い事案の把握及び報告
- 5)虐待防止に関する研修の実施(年1回以上・新任者含む)
- 6)事故・ヒヤリハットと虐待の関連分析
- 7)法令・制度変更に伴う見直し
- 8)虐待防止と身体拘束適正化は密接に関連するため、両委員会は一体的に運用する。

第5条(委員会の責務)

- 1 虐待が発生しない環境づくりを行うこと。
- 2 職員の人権意識及び知識向上を図ること。
- 3 日常支援における不適切支援の早期発見及び改善を行うこと。
- 4 虐待の疑いがある事案については速やかに協議し対応すること。

第6条(研修)

- 1 虐待防止及び身体拘束適正化に関する研修を年1回以上実施する。
- 2 新規採用職員に対しては、採用時に研修を実施する。
- 3 必要に応じて随時研修を実施する。

第7条(記録の整備)

委員会の議事録、研修記録、チェックリスト等は5年間保存するものとする。